

平作川の不法係留船対策

神奈川県横須賀土木事務所

1 平作川の不法係留船対策の検討経過と考え方

(1) 協議会決定までの経緯

平作川では、平成8年度の調査で約540隻の不法係留船舶(以下「係留船」という。)が確認されていた。

平成10年2月、建設省(当時)河川局長は、「計画的な不法係留船対策の促進について」を通知して、「河川における不法係留船は、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等様々な面で河川管理上の支障を引き起しているところである。このため、(中略)、河川管理上の支障の程度等に応じて計画的に対策を講じることが必要となってきたところである。今後は、(中略)、計画的に不法係留船対策を促進することとされたい」とした。

平成10年11月、神奈川県(以下「県」という。)は、「神奈川県プレジャーボート対策要綱」(以下「県要綱」という。)を施行し、各河川の実情に合わせた対策を行うこととした。

平作川においても、平成11年2月から、横須賀市、地元自治会、警察署等を構成員とした県要綱第6条に基づく「平作川不法係留船対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、暫定係留の方針に向けた検討を開始した。

平成15年2月に開催した第7回協議会において、①「暫定係留」を平成15年度中に実施する、②係留期間は10年以内とし最長でも平成25年3月までとする、③係留位置は現状の位置、また、係留方法は利用者による現状の方法とする等の暫定係留案が決定された。(以下「暫定係留」という。)

(2) 決定後の検討経過

管理運営団体候補者として、県主導の第3セクターとの調整を行ったが、打診当初から課題が山積しており、調整は5年以上に及んでいるが、解決には到っていない。また、他の管理運営団体候補者として、横須賀市の第3セクターにも打診をしたが受諾を拒否されており、その後、新たな候補者の目途は全くたっていない。

このため、協議会での暫定係留が決定されて以来、既に5年が経過しているが、暫定係留を事実上実施できない状況となっている。

(3) 平作川の現状等

平成20年10月現在の平作川の係留船隻数は、約560隻であるが、協議会での暫定係留の決定後、前記の状況から対策を実施できず適正な管理が行われないため、この間に、沈没船や所有者が管理を行わず放置されてしまった船舶が多数発生するとともに、護岸の管理用フェンスを乗り越えるなどによる危険な乗降方法が横行して、河川管理上の大きな問題となっている。

このような中で、近年、平作川周辺では、県有地を事業者に貸し付けて設けられた田越川小型船舶保管施設や横須賀市立深浦ボートパーク、同市立浦賀ボートパーク（整備中）が整備され、係留船の受け皿となる公的マリーナが増加している。

また、第3セクターである横浜ベイサイドマリーナ、さらには民間マリーナにも収容余力があり、その活用が期待できる状況にもなっている。

(4) 今後の不法係留船対策の考え方

県は、協議会の検討結果を踏まえて、暫定係留の見直しを行い、平作川の暫定係留を実施しないこととする。

今後、県は、横須賀市・地元自治会・警察等と連携し、次のとおり、平作川不法係留船対策（以下「不法係留船対策」という。）を計画的かつ段階的に実施し、平成29年度までに、平作川の係留船の解消を図ることとする。

- 1 係留船を係留保管施設（マリーナ等）へ誘導する等の自主的な撤去の指導を行う。
- 2 河川管理上著しく支障度の高い係留船に対する是正指導及び強制的な撤去措置（簡易代執行や行政代執行等）を実施する。

なお、今後新たに平作川に船舶が係留された場合、平作川の現状等から、河川管理上支障度の高い係留方法となることが懸念されるとともに、本対策の大きな柱である「自主撤去」を促進する観点からも障害となるため、平成22年6月1日以降に県で把握した新たな係留船（以下「新係留船」という。）については、県で把握次第、速やかに是正指導を行い、従わない場合には強制的な撤去措置（簡易代執行や行政代執行等）を実施していく。

- 3 上記1の自主的な撤去の指導にもかかわらず、なお、平作川に係留船がある区域については、撤去状況等を勘案して、県要綱第7条第2項に基づき、係留船を重点的に撤去する必要があると認められる区域である「重点的撤去区域」に定め、係留船への強制的な撤去措置（行政代執行等）を実施する。

2 年次計画

不法係留船対策は、概ね以下の記載の順により実施する。

(1) 平成20年度に実施する対策

① 不法係留船対策の周知 (3月)

- ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。
- イ 各係留者団体ごとに不法係留船対策の内容を周知する。
- ウ ホームページや広報紙等により広く周知する。

② 沈廃船の撤去 (2月)

所有者が不明の沈廃船については、撤去する。

③ 係留船の実態調査 (2月～3月)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行う。

④ 係留船の所有者等調査 (2月～3月)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構に照会し、所有者情報を取得する。

⑤ 再係留の防止 (2月)

沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等の再係留防止を行う。

(2) 平成21年度に実施する対策

① 不法係留船対策の周知 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。

イ ホームページや広報紙等により広く周知する。

② 沈廃船の撤去 (継続)

所有者が不明の沈廃船については、撤去する。(既存の沈廃船の撤去終了)

③ 係留船の実態調査 (継続)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行い、平成20年度の実態調査結果を更新する。

④ 係留船の所有者等調査 (継続)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構への照会による調査を行い、平成20年度の所有者等調査の所有者情報を更新する。

⑤ 再係留の防止 (継続)

係留船や沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等の再係留防止を行う。

⑥ 係留保管施設(マリーナ等)へ係留船を誘導する等の自主的な撤去の指導 (新規)

ア 係留船の所有者に対して、文書の送付や係留船への文書の配布等により自主的な撤去の指導を行う。

また、ホームページ等により、係留保管施設(マリーナ等)の情報を周知して、これら施設への係留船の誘導を図る。

イ 橋の欄干等に設置する看板により、自主的な撤去の促進のための啓発を行う。

⑦ 河川管理上著しく支障度の高い係留船に対する是正指導 (新規)

河川管理上著しく支障度の高い係留船(所有者が判明している沈廃船等)については、係留船の所有者に対して個別に是正指導を行う。

⑧ 所有者が不明の係留船に対する強制的な撤去措置 (新規)

所有者が不明の係留船については、河川法第75条第3項に基づき、簡易代執行により撤去する。

(3) 平成22年度に実施する対策

① 不法係留船対策の周知 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。

イ ホームページや広報紙等により広く周知する

② 沈廃船の撤去 (継続)

新たに投棄された所有者が不明の沈廃船については、撤去する。

③ 係留船の実態調査 (継続)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行い、前年度の実態調査結果を更新する。

④ 係留船の所有者等調査 (継続)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構への照会による調査を行い、前年度の所有者情報を更新する。

⑤ 再係留の防止 (継続)

係留船や沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等を行う。

⑥ 係留保管施設(マリーナ等)へ係留船を誘導する等の自主的な撤去の指導 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書の送付や係留船への文書の配布等により自主的な撤去の指導を行う。

また、ホームページ等により、係留保管施設(マリーナ等)の情報を周知して、これら施設への係留船の誘導を図る。

イ 橋の欄干等に設置する看板により、自主的な撤去の促進のための啓発を行う。

⑦ 河川管理上著しく支障度の高い係留船に対する是正指導及び強制的な撤去措置 (継続・新規)

河川管理上著しく支障度の高い係留船(新係留船、所有者が判明している沈廃船等)については、係留船の所有者に対して個別に是正指導を行い、指導に従わない場合には、河川法第75条第1項に基づき撤去命令(監督処分)を行い、撤去命令後の状況により必要な場合は、行政代執行法第2条に基づき、行政代執行により撤去する。

⑧ 所有者が不明の係留船に対する強制的な撤去措置 (継続)

所有者が不明の係留船については、河川法第75条第3項に基づき、簡易代執行により撤去する。

(4) 平成23年度に実施する対策

① 不法係留船対策の周知 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。

イ ホームページや広報紙等により広く周知する。

② 沈廃船の撤去 (継続)

新たに投棄された所有者が不明の沈廃船については、撤去する。

③ 係留船の実態調査 (継続)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行い、前年度の実態調査結果を更新する。

④ 係留船の所有者等調査 (継続)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構への照会による調査を行い、前年度の所有者情報を更新する。

⑤ 再係留の防止 (継続)

係留船や沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等の再係留防止を行う。

⑥ 係留保管施設(マリーナ等)へ係留船を誘導する等の自主的な撤去の指導 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書の送付や係留船への文書の配布等により自主的な撤去の指導を行う。

また、ホームページ等により、係留保管施設(マリーナ等)の情報を周知して、これら施設への係留船の誘導を図る。

イ 橋の欄干等に設置する看板により、自主的な撤去の促進のための啓発を行う。

⑦ 河川管理上著しく支障度の高い係留船に対する是正指導及び強制的な撤去措置 (継続)

河川管理上著しく支障度の高い係留船(新係留船、所有者が判明している沈廃船等)については、係留船の所有者に対して個別に是正指導を行い、指導に従わない場合には、河川法第75条第1項に基づき撤去命令(監督処分)を行い、撤去命令後の状況により必要な場合は、行政代執行法第2条に基づき行政代執行により撤去する。

⑧ 所有者が不明の係留船に対する強制的な撤去措置 (継続)

所有者が不明の係留船については、河川法第75条第3項に基づき、簡易代執行により撤去する。

(5) 平成24年度に実施する対策

① 不法係留船対策の周知 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。

イ ホームページや広報紙等により広く周知する。

② 沈廃船の撤去 (継続)

新たに投棄された所有者が不明の沈廃船については、撤去する。

③ 係留船の実態調査 (継続)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行い、前年度の実態調査結果を更新する。

④ 係留船の所有者等調査 (継続)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構への照会による調査を行い、前年度の所有者情報を更新する。

⑤ 再係留の防止 (継続)

係留船や沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等の再係留防止を行う。

⑥ 係留保管施設(マリーナ等)へ係留船を誘導する等の自主的な撤去の指導 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書の送付や係留船への文書の配布等により自主的な撤去の指導を行う。

また、ホームページ等により、係留保管施設(マリーナ等)の情報を周知して、これら施設へ係留船の誘導を図る。

イ 橋の欄干等に設置する看板により、自主的な撤去の促進のための啓発を行う。

⑦ 河川管理上著しく支障度の高い係留船に対する是正指導及び強制的な撤去措置 (継続)

河川管理上著しく支障度の高い係留船(新係留船、所有者が判明している沈廃船等)については、係留船の所有者に対して個別に是正指導を行い、指導に従わない場合には、河川法第75条第1項に基づき撤去命令(監督処分)を行い、撤去命令後の状況により必要な場合は、行政代執行法第2条に基づき行政代執行により撤去する。

⑧ 所有者が不明の係留船に対する強制的な撤去措置 (継続)

所有者が不明の係留船については、河川法第75条第3項に基づき、簡易代執行により撤去する。

**(6) 平成25年度から平成29年度まで実施する対策
係留船が解消するまで毎年、次の対策を実施する。**

① 不法係留船対策の周知 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書を送付し周知する。なお、所有者が不明の場合は、当該係留船に上記文書を配布し周知する。

イ ホームページや広報紙等により広く周知する。

② 沈廃船等の撤去 (継続)

ア 新たに投棄された所有者が不明の沈廃船については撤去する。

イ 新たに係留された所有者が不明の係留船については、河川法第75条第3項に基づき、簡易代執行により撤去する。

③ 係留船の実態調査 (継続)

係留船の位置、種類、係留方法について実態調査を行い、前年度の実態調査結果を更新する。

④ 係留船の所有者等調査 (継続)

係留船の船舶番号・船体識別番号により、日本小型船舶検査機構への照会による調査を行い、前年度の所有者情報を更新する。

⑤ 再係留の防止 (継続)

係留船や沈廃船の撤去後の水面に、係留防止ブイの設置等の再係留防止を行う。

⑥ 係留保管施設(マリーナ等)へ係留船を誘導する等の自主的な撤去の指導 (継続)

ア 係留船の所有者に対して、文書の送付や係留船への文書の配布等により自主的な撤去の指導を行う。

また、ホームページ等により、係留保管施設(マリーナ等)の情報を周知して、これら施設への係留船の誘導を図る。

イ 橋の欄干等に設置する看板により、自主的な撤去の促進のための啓発を行う。

⑦ 指導に従わない係留船に対する強制的な撤去措置 (新規)

自主的な撤去の指導に従わない係留船の所有者に対しては、河川法第75条第1項に基づき撤去命令(監督処分)を行い、撤去命令後の状況により必要な場合は、予算及び代執行船一時保管施設の収容能力などを勘案しつつ、計画的に、行政代執行法第2条に基づき、行政代執行により撤去する。

3 業務船への対応

(1) 業務船の状況

平作川は、大正時代までは夫婦橋付近まで海(入江)であり、漁船が係留されていたが、その後、関東大震災により隆起し、それまで漁港として利用されてきた入江が蛇行する水路、いわゆる自然河川に変わったため、昭和の初め頃に、漁業関係者達の漁船等の就航のために水路を作り、併せて護岸工事をしたことから、夫婦橋付近が平作川になったという歴史的な経緯がある。

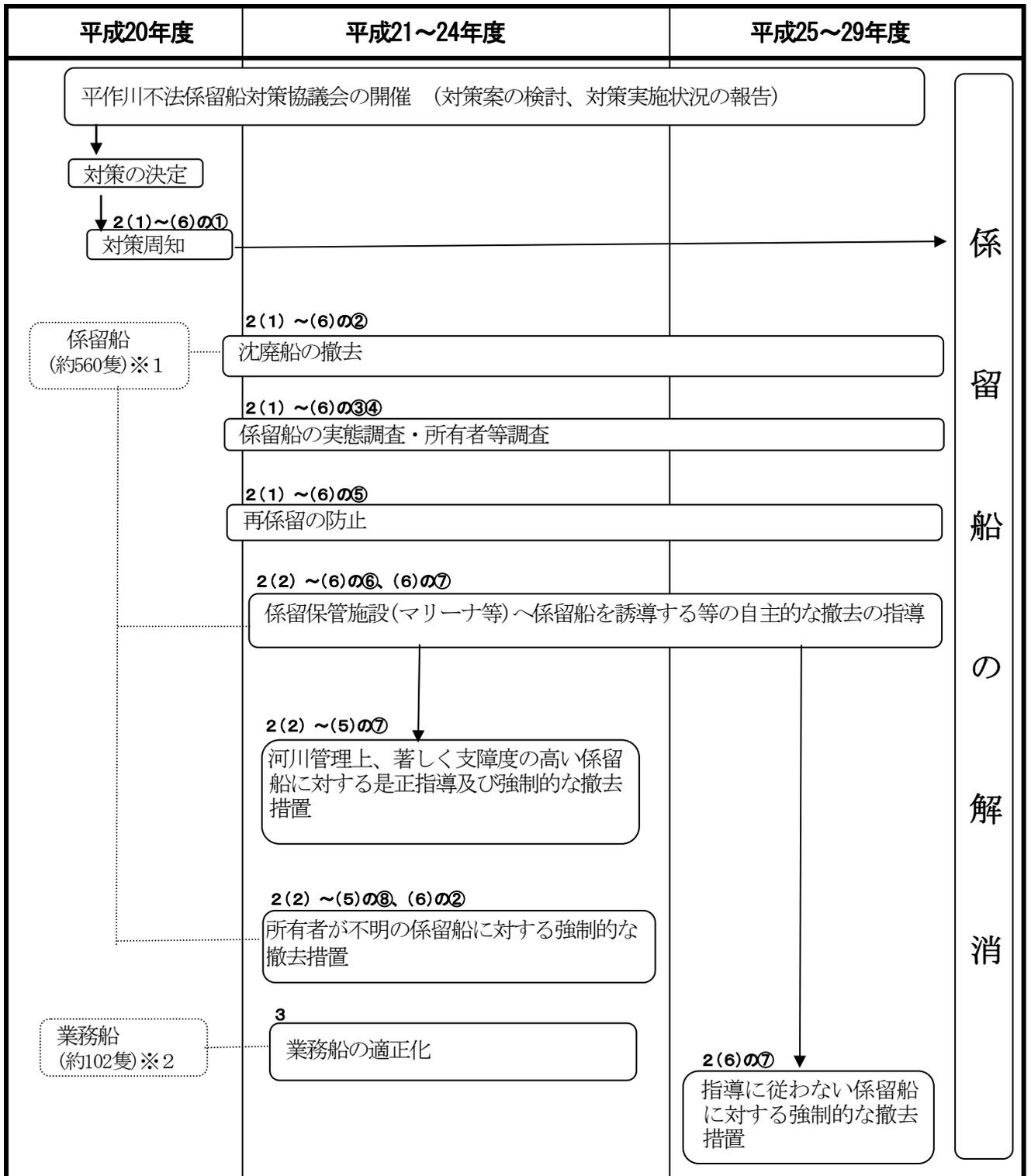
また、現在、横須賀市東部漁業協同組合浦賀久比里支所は、夫婦橋付近に所在し、その業務(生業)を行うため必要な業務船(漁船・遊漁船)が平作川に係留され、これら業務船の活動拠点を他に求めることは困難な状況である。

なお、平成20年9月現在の平作川の業務船の隻数は、「漁船法」に基づき登録している漁船数は69隻、「遊漁船業の適正化に基づく法律」に基づき登録している遊漁船数は33隻であり、合計102隻である。

(2) 業務船の適正化

今後、県及び横須賀市等の関係機関が協議を行い、平成24年度までに業務船の適正化を図ることとする。

平作川の不法係留船対策のスケジュール



※1 係留船の隻数は、平成20年10月現在、県の現地調査により確認された概数であり、その詳細については調査中。

※2 業務船の隻数は、平成20年9月現在、「漁船法」に基づき登録している漁船数(69隻)及び「遊漁船業の適正化に基づく法律」に基づき登録している遊漁船数(33隻)の合計。